

令和 8 年度

公共つくばエクスプレス沿線整備工事
(区 6-202 号線道路築造外)

特記仕様書

柏都市計画 柏北部中央地区

柏市 十余二外

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年4月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 創意工夫・社会性等に関する事項

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第3条 工事中の安全確保

1. この工事の施工にあたっては、道路工事保安施設設置基準（共通仕様書に記載）に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 作業員の安全確保及び第三者への危険防止については、十分注意しなければならない。
3. 工事期間中は工事箇所に交通誘導警備員を配置させ安全確保に努めなければならない。
4. 工事車両は、あらかじめ施工計画書により記載された経路を使用すること。また、地区内及び周辺にてダンプトラックの待機を行わないこと。
5. 受注者の責任により地下埋設物等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡したうえ、応急措置を講じ、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

第4条 安全訓練の実施

本工事の施工にあたり現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月あたり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- ② 本工事内容等の周知徹底
- ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④ 本工事における災害対策訓練
- ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全訓練等で必要な事項

第5条 安全訓練に関する施工計画の作成

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第6条 建設機械の使用

1. 受注者は工事の施工にあたり、表 1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議することとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

表 1 - 1

機 種	備 考
● バックホウ ● トラクターショベル（車輪式） ● ブルドーザ ● 発動発電機（可搬式） ● 空気圧縮機（可搬式） ● 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ● ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ● ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

2. 本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日付建設省経機発第 58 号）に基づき低騒音型建設機械を使用する場合は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年建設省告示第 1536 号、最終改正 平成 13 年国土交通省告示 487 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。低騒音型建設機械を使用する場合受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

第7条 地震対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合、直ちに工事を中断しその情報に応じた適切な保安措置を講ずるものとする。

第8条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 120 日間とする。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

表 1－2

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.78
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は、以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm以上の日：42日間/年間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間/年間

(小数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

(過去5か年(2021年1月～2025年12月)の気象庁(千葉特別地域観測所)

及び環境省(千葉特別地域観測所)のデータより年間の平均発生日数を算出)

- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者への工期の延長変更を協議することができる。

第9条 施工時期及び施工時間の変更

本工事における施工時間は、準備・後片づけ時間を含み、8:30～17:00までとする。また、作業は月曜日～金曜日までの間で行うことを原則とする。ただし、土曜日に作業する場合は監督職員の承認を受けなければならない。

第10条 工事カルテ作成・登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監

督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第2章 材料

第11条 使用材料確認

材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

第12条 固化材

路床安定処理工に使用する材料は防塵型生石灰系固化材を原則とし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第13条 コンクリート型枠擁壁

擁壁材料は、国土交通大臣認定を取得したものとし、使用にあたっては事前に監督員の承諾を受けなければならない。

第3章 施工

第14条 施工

1. 施工前及び施工中は、関係自治会及び近隣住民、権利者等との調整を十分図ること。
2. 工事着工前に柏市に特定建設作業実施届出書を提出し、その写しを施工計画書に添付し提出すること。
3. 重機による騒音・振動・埃等に細心の注意を払うこと。また、対策が必要な場合は、監督職員と協議の上、受注者において実施すること。
4. 土工等使用する建設機械は、低振動・低騒音のものを使用するものとする。
5. 現地状況により変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、対応するものとする。
6. その他、施工上の疑義が生じたときは、監督職員に確認すること。
7. 工事箇所に関係者以外が侵入しないよう第三者の侵入防止措置を講ずること。
8. また、開口部は、転落防止措置としてB型バリケード、柵、安全ネット等による対策を併せて講ずること。工事期間中は、道路等を汚した場合は速やかに清掃し、周辺地域に迷惑の掛からないようにすること。
9. 現場発生品については、監督職員の確認を得て指示の場所へ搬出するものとする。

第15条 土砂運搬工

1. 工事で発生した残土は、1号調整池脇のストックヤードへ運搬すること。

2. 貸与するステッカーを運搬車両前面の見やすい位置に掲示すること。

第16条 段階確認及び立会

本工事は共通仕様書第3編第1章第1節1-1-3の規定により、受注者は表の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

この際、受注者は、工種細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

その他の段階確認については、監督職員が必要により別途、定めるものとする。

表3-1

種 別	細 別	施工段階（確認時期）
地盤改良工	安定処理	処理完了時
舗装工	下層路盤	ブルーフローリング実施時

第17条 路床安定処理工

1. 設計 CBR は、3%とする。路床改良に用いる固化材は生石灰系固化材（防塵）とし、固化材の添加量は 23.5 kg/m² とする。
2. ただし、改良材の種類・配合量については、施工に先立ち配合試験を行い経済比較により決定すること。また、配合試験の結果で配合量等が大きく変化する場合は舗装断面についての検討も行うこととする。この結果を監督職員と協議し、承諾を得た後使用すること。
3. 配合試験結果及び経済比較結果を受けて、改良材の種類、配合量、舗装断面が変更になる場合は変更設計の対象とする。
4. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性、施工性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。
5. 粉塵対策を万全に行い、周辺環境に影響を与えないよう対策を講じること。
6. 工事箇所においては、地下埋設物の有無を確認し、必要により、管理者の立会いのもと試掘を行ない埋設位置及び深さ等を事前に確認すること。

第18条 上層路盤工

上層路盤の施工時に、側溝及び既設舗装の路盤の段差を解消するように摺り付けること。

第4章 その他

第19条 工事連絡協議会

受注者は月1回、柏区画整理事務所において開催される工事連絡協議会に出席すること。また、発注者及び各工事受注者間において相互協力し、柏区画整理地区

内の防災美化に努めること。

第20条 ワンデーレスポンス

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答等を基本的に「その日のうち（24 時間以内）」に対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員に報告すること。

第21条 完成図書

完成図書は、A4 ファイルに施工計画書も含め綴じ、1 部提出すること。なお、完成図書のボリュームが多くなる場合は検査時に見やすい構成となるよう複数のファイルに分ける等工夫を施すこと。

第22条 担当技術者

柏北部中央地区周辺の工事については、監督職員を補助し現場管理等を行う現場技術業務を㈱オオバに委託している。

第23条 監理技術者

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。
 - ① 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - ② 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ③ 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事ではない。
 - ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項①～⑧の事項について確認できる書類を提出すること。
 - 3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合

第24条 千葉県キャリアアップ活用工事

本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。受注者は工事の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。

第25条 その他

監督職員の指示がある場合を除き、この契約による、業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は、監督職員の承諾なしに、第三者に提供してはならない。工事全般において、いかなる理由においても、事後承諾は一切認めない。

第26条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」(旧「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」)により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令

等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設副産物

本工事で発生する伐木材（160t）は、松戸市上本郷地先のフルハシ EP0（片道運搬距離 12.8km）に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受入れ状況等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

別添様式（土木工事）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		受注者名	
項目	評 価 内 容	実施内容	
☐ 創意工夫 自ら立案実施した 創意工夫や技術力	☐ 施行	・ 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・ コンクリート二次製品等代替材の適用 ・ 施工方法の工夫、施工環境の改善 ・ 仮設備計画の工夫 ・ 施工管理の工夫 ・ ICT（情報通信技術）の活用等	
	☐ 品質	・ 土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・ コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・ 鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・ 配筋、溶接作業等の工夫等	
	☐ 安全衛生	・ 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・ 仮設備の工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫 ・ 環境保全の工夫等	
☐ 社会性等 地域社会や住民 に対する貢献	☐ 地域への貢献等	・ 周辺環境への配慮 ・ 現場環境の周辺地域との調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等	

1. 該当する評価内容の項目の□にレ点マークを記入する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: 舗装工、擁壁工 地盤改良工、作業土工(床掘) ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない